

## 5. 多面的機能支払交付金

資源保S

事業名	多面的機能支払交付金事業			
事業実施主体	多面的機能支払交付金: 広域活動組織、活動組織 多面的機能支払推進交付金: 県、市町村、推進組織			
事業内容	<p>(1) 農地維持支払交付金 農用地の草刈りや農業用排水路の泥上げ、農道の砂利補充等地域資源の基礎的保全管理活動及び、地域資源の適切な保全管理のための推進活動を支援する。</p> <p>(2) 資源向上支払交付金(地域資源の質的向上を図る共同活動) 農業用排水路、農道等の軽微な補修や農村環境保全活動、多面的機能の増進を図る活動を支援する。</p> <p>(3) 資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動) 農業用排水路、農道等の補修や更新等、施設の長寿命化のための活動を支援する。</p> <p>(4) 多面的機能支払推進交付金 県及び市町村、推進組織が行う多面的機能支払交付金の交付や活動の実施状況の確認、活動組織への指導等の適正かつ円滑な実施を推進する。</p>			
採択要件等	<p>(1) 農地維持支払交付金 農家等で、農用地、農業用排水路、農道等の地域資源の基礎的保全活動や地域資源の適切な保全管理推進活動を行う活動組織を設立し、その事業計画を作成して市町村長の認定を受けること。活動期間は原則5年。 ・交付基本単価: 田3,000円 / 10a、畑2,000円 / 10a、草地250円 / 10a ・小規模農業集落取込加算単価: 田1,000円 / 10a、畑600円 / 10a、草地80円 / 10a</p> <p>(2) 資源向上支払交付金 1. 地域資源の質的向上を図る共同活動 農家及び非農家で、農業用排水路や農道等の軽微な補修や農村環境保全活動、多面的機能の増進を図る活動を行う活動組織を設立し、その事業計画を作成して市町村長の認定を受けること。活動期間は原則5年。 ・交付基本単価: 田2,400円 / 10a、畑1,440円 / 10a、草地240円 / 10a(★に該当しない農用地) ・★に該当する農用地の交付単価: 田1,800円 / 10a、畑1,080円 / 10a、草地180円 / 10a (★農地・水保全管理支払(共同活動)又は資源向上支払(共同活動)を5年以上実施した農用地及び、資源向上支払(長寿命化)と併せて取り組む農用地) ※多面的機能の増進を図る活動に直ちに取組めない組織は上記の5/6単価となる。</p> <p>2. 施設の長寿命化のための活動 農家等で、老朽化が進む農業用排水路や農道等の長寿命化のための補修・更新等の活動を行う活動組織を設立し、その事業計画を作成して市町村長の認定を受けること。活動期間は原則5年。 ・交付単価上限: 田4,400円 / 10a、畑2,000円 / 10a、草地400円 / 10a ※広域活動組織の規模を満たさず、かつ直営施工を実施しない場合は、上記単価に5/6を乗じた額または1集落あたり200万円のいずれか小さい方が年交付金の上限額となる。</p> <p>(3) 多面的機能支払推進交付金(事務経費) それぞれ下記の業務を行う。 ・県: 第三者機関の設置・運営、法・要綱基本方針の策定、交付・申請事務等 ・市町村: 促進計画の策定、事業計画の認定、交付・申請事務、確認事務等 ・推進組織: 推進・指導、事業計画の指導・審査、確認事務等</p>			
実施要綱	多面的機能支払交付金実施要綱			
交付要綱	多面的機能支払交付金交付要綱、島根県多面的機能支払交付金交付要綱			
交付率	区分	国	県	市町村
	農地維持支払交付金	50	25	25
	資源向上支払交付金	50	25	25
	多面的機能支払推進交付金(県)	定額	定額	—
	多面的機能支払推進交付金(市町村)	定額	—	未定
	多面的機能支払推進交付金(推進組織)	定額	定額	未定
適用	<p>推進組織は、平成19年4月5日に設立済み 構成団体: 島根県、市町村、島根県農業協同組合、県農業会議、島根県土地改良事業団体連合会 団体名称: 島根県農地・水・環境保全協議会(事務局: 島根県土地改良事業団体連合会)</p>			